

京都市児童療育センター 「なないろ」利用契約 重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、当施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

◆◆目次◆◆

1. 事業者.....	2
2. 事業所の概要.....	2
3. 事業実施地域.....	2
4. 営業時間と利用定員.....	3
5. 職員の体制.....	3
6. 当事業所の施設設備の概要.....	3
7. 当事業所が提供するサービスと利用料金.....	4
8. 児童発達支援利用に関する留意事項.....	6
9. 児童発達支援実施の記録について.....	6
10. 損害賠償保険への加入.....	6
11. 守秘義務について.....	6
12. 苦情の受付について.....	7
13. 事故発生時の対応について.....	8
14. 虐待の防止のための措置.....	8
15. 第三者評価の有無について.....	8
16. その他.....	8

1. 事業者

名 称	社会福祉法人 京都老人福祉協会
所在地	京都市伏見区深草大亀谷東古御香町59番地60番地
電話番号	075-641-6625
代表者氏名	理事長 馬場 協一郎
設立年月	昭和32年7月1日

2. 事業所の概要

事業所の種類	児童発達支援事業 平成25年4月1日指定 京都市 2650900109 号
事業の目的	児童発達支援の適正な運営を確保する為に必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、円滑な運営管理を図る。利用児童と保護者の意思及び人格を尊重し、適切な児童発達支援の提供を確保することを目的とします。
事業所の名称	京都市児童療育センター「なないろ」
事業所の所在地	京都市伏見区深草西浦町六丁目65
電話番号	075-646-1156
管理者氏名	宮尾 映一郎
事業所の運営方針について	個々の児童の心身の発達状態を踏まえて、日常生活における動作の習得や、環境への適応を支援し、指導及び訓練を行なう。 事業の実施に当たっては、地域の各福祉関係機関や教育機関とも連携をとって総合的な児童発達支援の提供に努める。
開設年月	平成25年4月22日

3. 通常の事業実施地域

京都市の全域

4. 営業時間と利用定員

営業日・時間	月曜日から土曜日 (ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く) 基本時間 8時30分～17時30分
サービス 提供時間	通常 午前9時30分～午前11時10分 午後1時00分～午後4時40分 * 個別の事情により変更となる場合があります。
利用定員	10人/日

5. 職員の体制

※職員の配置は、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	常勤兼務	非常勤
1. 管理者		1名	
2. 児童発達支援管理責任者		1名	
3. 保育士・児童指導員	4名		3名
4. 機能訓練担当職員			2名

6. 当事業所の施設設備の概要

当事業所の施設設備の概要は以下のとおりです。

療育室（指導訓練室）	3室
多目的室（指導訓練室）	2室
相談室	2室

7. 当事業所が提供する児童発達支援と利用料金

(1) 提供する児童発達支援は次のとおりとなります。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 児童発達支援計画(個別支援計画書)の作成② 日常生活の支援③ 集団生活適応訓練④ 社会的活動の支援⑤ 健康管理⑥ 関係機関との連携⑦ 相談支援活動 |
|---|

(2) 利用料金

児童発達支援の利用に対しては、通常、利用料金の9割が児童通所給付費の給付対象となります。事業者が児童通所給付費を代理受領する場合には、契約者は、利用者負担金として利用料金の1割を事業者にお支払いいただきます。なお事業者が契約者に代わり市町村から受領した児童通所給付費の額については、契約者に通知します。

利用料金（1日あたり）

	利用料金	利用者負担金
サービス利用料金 (利用定員が10名以下)	885単位(基本単位) ×10.60円	左記金額の1割(上限額まで)
その他加算	加算については別紙で説明	

☆ 事業者が代理受領を行わない場合は、表中の利用料金が利用者負担額となります。この場合、契約者にサービス提供明細書を交付しますので、領収証を添えてお住まいの市町村に申請すると、児童通所給付費が支給されます。

【利用者負担額の月額上限について】

1ヶ月あたりの利用者負担額については、利用者が属する世帯の収入・資産に応じて月額上限額が設定され、それを超えて負担する必要はありません。

【利用料金の無償化について】

3歳から5歳までの児童（満3歳になって初めての4月1日から入学まで）は利用料負担が無料となります。

（３）その他の料金

児童発達支援の提供に要する下記の費用は、児童通所給付費支給の対象ではありませんので、実費をいただきます。

- ① 創作活動にかかる材料費などの実費 300円/月
- ② 行事参加料（交通費等）
- ③ その他必要な費用

（４）利用者負担額及び実費負担額のお支払い方法（契約書第５条参照）

前記（２）及び（３）の料金・費用は、１か月ごとに計算し、ご請求しますので、ご利用翌月 26 日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（１か月に満たない期間の児童発達支援に関する利用料金は、利用状況に基づいて計算した金額とします。）

- ア. 金融機関口座からの自動引き落とし
- イ. 下記指定口座への振り込み
京都銀行 墨染支店 普通預金 427527
名義 社会福祉法人京都老人福祉協会
- ウ. コンビニからの振り込み

（５）利用の中止、変更、追加

- ① 利用予定日の前に、利用を中止又は変更することができます。この場合には利用予定日の午前 9 時までには事業者申し出て下さい。
- ② 利用予定日の 2 営業日以前から利用日当日になって、急な体調不良等やむを得ない理由で、利用の中止の申し出をされた場合、一月に 4 回まで欠席時対応加算（94 単位）が算定されます。
- ③ 利用予定日までに連絡が無く欠席された場合は、取消料として利用料の利用者負担相当額をお支払いいただく場合があります。
- ④ 援の提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を利用者に提示する等の必要な調整をいたします。
- ⑤ 年度の切り替え等、法改正等により児童発達支援事業の利用方法について変更がある場合は、原則としてその 2 か月前までにご説明します。

（６）実費負担額の変更

実費負担額を変更する場合は、原則としてその 2 か月前までにご説明します。

8. 児童発達支援の利用に関する留意事項

(1) 児童発達支援の内容の変更

利用当日に、利用者の体調不良等の理由で予定されていた児童発達支援の実施ができない場合には、契約者の同意を得て、児童発達支援内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更した児童発達支援の内容と時間に応じた利用料金を請求します。

また、利用者がインフルエンザ等の他者に感染する疾病であることを、医師が診断した場合には児童発達支援はご利用出来ません。

(2) 受給者証の確認（契約書第3条参照）

「利用者負担に関する事項」、「支給量」及び「住所」など「受給者証」の記載内容の変更があった場合はできるだけ速やかに本事業所従事者にお知らせください。また、本事業所従事者より「受給者証」の確認をさせていただく場合には、ご提示くださいますようお願いいたします。

9. 児童発達支援実施の記録について

(1) 児童発達支援実施記録の確認

本事業所では、児童発達支援の提供ごとに、実施日時及び実施した児童発達支援内容などを記録し、利用者及び契約者にその内容のご確認をいただきます。内容に、間違いやご意見があればいつでもお申し出ください。なお、児童発達支援計画(個別支援計画書)及び児童発達支援の提供ごとの記録は、提供日より5年間保存します。

(2) 利用者の記録や情報の管理、開示について

本事業所では、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者又は契約者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。）

10. 損害賠償保険への加入

本事業者は、万が一の事故発生時には、誠意をもって必要な措置を講じるとともに、損害賠償義務の履行を確保するため、損害賠償保険に加入しています。

11. 守秘義務について

本事業所および職員は、児童発達支援を提供するにあたり知り得た利用者や家族等の秘密について、正当な理由がある場合を除き第三者に開示することはありません。

12. 苦情の受付について

(1) 本事業所における苦情の受付及び利用等のご相談（お客様相談係）

本事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口 関 杏子 電話 075-646-1156

○苦情解決責任者 宮尾 映一郎 電話 075-646-1156

○受付時間 月曜日～土曜日 8：30～17：30

(2) 第三者機関・行政機関の苦情受付

第三者委員	井上 幸夫 （施設利用者家族会 元会長） 電話番号 075-601-5390 高橋 猛 （地元代表・藤城 学区自治連合会長） 電話番号 090-4641-0777 あつこ 田村 充子 （地元代表・醍醐学区社会福祉協議会役員） 電話番号 075-571-4181
行政担当窓口	京都市子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部 子ども家庭支援課 所在地 京都市中京区寺町通御池上る上本能 寺前町 488 京都市役所北庁舎 5 階 電話番号 075-222-3939 受付時間 午前 9：00～午後 5：00 京都市児童福祉センター発達相談課 所在地 上京区竹屋町通千本東入主税町 910-25 電話番号 075-801-9182 受付時間 午前 9：00～午後 5：00 京都市第二児童福祉センター発達相談部門 所在地 伏見区深草加賀屋敷町 24 番地の 26 電話番号 075-612-2727 受付時間 午前 9:00～午後 5:00

13. 事故発生時の対応について

- (1) 障害児に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに府、市町、当該障害児の家族に対して連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- (2) サービスの提供に伴って当事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- (3) 当事業所は、前項の損害賠償のために損害賠償責任保険に加入する。

14. 虐待の防止、身体拘束等の禁止についての措置

本事業所では、利用者に対する人権擁護、虐待の防止、身体拘束等の禁止等に対応するため、次の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定を行う。
【虐待防止責任者】宮尾 映一郎
- (2) 苦情解決体制を整備する。
- (3) 虐待を防止するため、身体拘束の適正化を図るための委員会の設置及び、その検討結果について従業者に周知徹底を行う。
- (4) 虐待の防止、身体拘束等の禁止を啓発・普及するための研修を実施する。
- (5) 身体拘束等の禁止に関する指針を整備する。

15. ハラスメント対策

職場における性的または優越的関係を背景とした不適切な言動・行動により職員の就業環境が害されることを防止するため、方針の明確化、相談窓口の設置等の必要な措置を講じるものとする。

16. 第三者評価受講の有無

本事業所は受講しておりません。

17. その他

手数料	・ 児童発達支援提供記録等の複写代	10 円/1 枚
	・ 証明書諸書類の発行代	100 円/1 枚
	・ 特別なサービスの提供とこれに伴う費用	

年 月 日

児童発達支援の提供の開始に際し、本書面に基つき重要事項の説明を行いました。

事業者名 社会福祉法人 京都老人福祉協会

事業所名 京都市児童療育センター 「なないろ」

管理者氏名 宮尾 映一郎 印

説明者氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、その内容に同意の上、本書面を受領しました。

利用者（児童）住所

利用者（児童）氏名

契約者住所

契約者氏名 印

(続柄)